

## 8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成29年7月31日」となっているオレンジ色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に市町村担当課から、有効期限 平成30年7月31日と記載された新しい被保険者証【紫色】をお届けします。

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成28年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証  
有効期限 年 月 日

後期高齢者医療被保険者証  
有効期限 平成30年7月31日

※ご確認ください！  
新しい被保険者証の有効期限は  
**平成30年7月31日**  
になっています。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 年 月 日
被保険者番号
住所
氏名
生年月日
資格取得年月日
発行期日
交付年月日
一部負担金の割合
被保険者の氏名
番号
印

### 【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

## 被保険者のみなさまへ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送ります

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成29年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 TEL 088-677-3666